

## 中国による防空識別圏の設定に関する意見書

去る11月23日、中国政府は尖閣諸島を含む東シナ海の上空に防空識別圏を設定し、当該区域を飛行する航空機が中国側の命令に従わない場合、中国軍が「防衛的な緊急措置」をとると発表した。

中国側のこのような東シナ海周辺の現状を一方的に変更した措置は、現場海域・空域において不測の事態を招きかねない極めて危険なものである。

また、防空識別圏の設定は、東シナ海の広域にわたるため、日本政府だけでなく、韓国やオーストラリア政府などからも強い抗議が行われている。

歴史上も国際法上も疑問のない、我が国固有の領土で本県の行政区域である尖閣諸島の領空において、このような力を背景とした現状変更の試みは、県民の生命・財産を脅かすものであり強い憤りを禁じ得ない。

よって、政府におかれては、我が国の主権と国民の生命・財産を断固として守り抜くため、国際社会及び国連機関と緊密に連携し、平和的外交による解決を図るよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣  
外 務 大 臣  
国 土 交 通 大 臣  
沖縄及び北方対策担当大臣

宛て